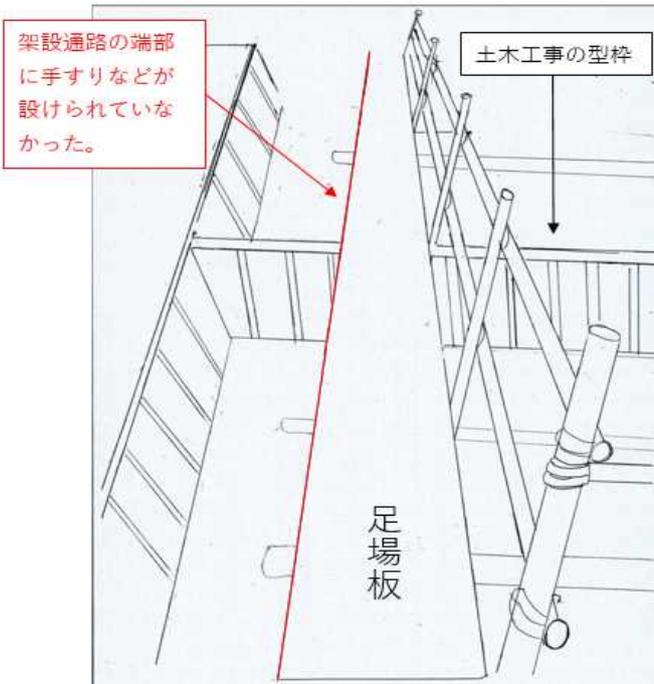


事例 1
(土木工事現場)

墜落防止措置に関するもの。労働者が通行する架設通路の端部に手すりの設置等の墜落防止措置がなく、労働者が墜落する危険があった。

【臨検監督において把握した事実】



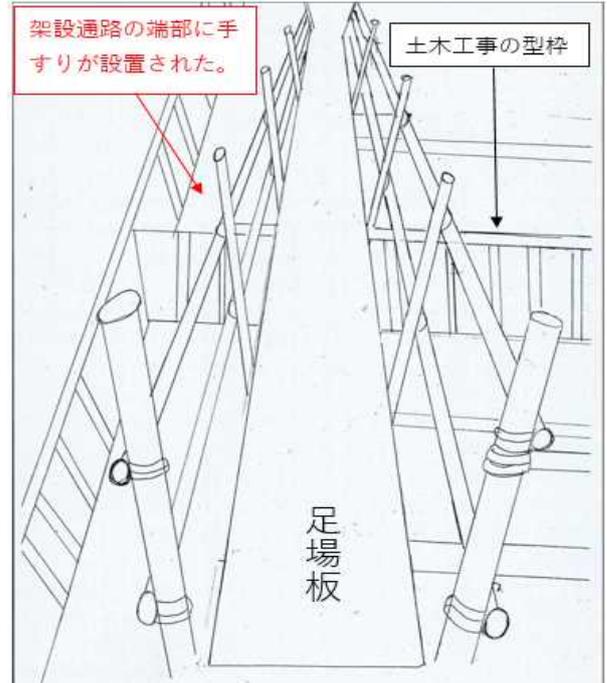
土木工事現場に臨検監督を実施した。
事業場内の通行の際に作業員が架設通路を使用していたが、当該架設通路の端部には手すりの設置等の墜落防止措置がなく、作業員が墜落する危険があった。

【監督署の対応】

墜落災害が発生する危険が高かったため、元請事業主及び作業を行う下請事業主に対し、当該架設通路への立入禁止と手すりを設ける等の墜落防止措置を講じよう命じた。
(元請：労働安全衛生法第31条第1項・労働安全衛生規則第654条、
下請：労働安全衛生法第20条・労働安全衛生規則第552条第1項違反)

【監督指導の結果】

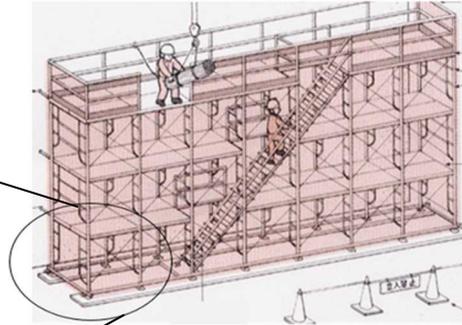
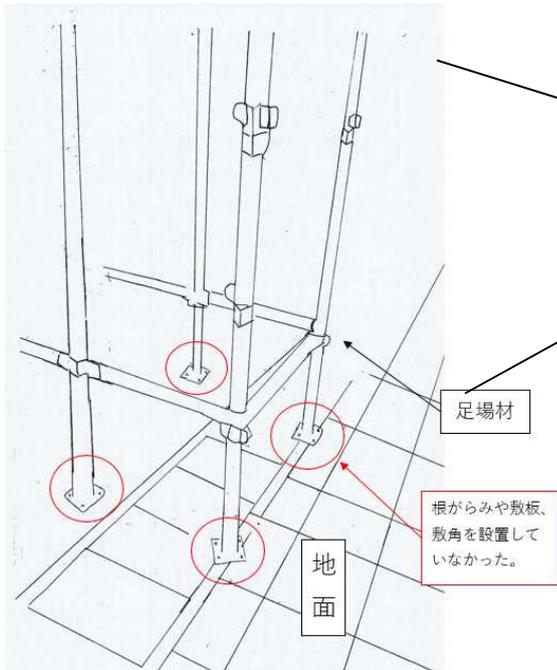
元請事業主、下請事業主により、当該架設通路の端部に手すりが設置されたことにより墜落防止措置が講じられたため、墜落災害の発生の危険が改善された。



事例 2
(建築工事現場)

足場の根元に敷板、敷角等の滑動防止の措置が講じられておらず、足場の脚部の横滑りの発生や足場の強度に影響を及ぼす可能性があった。

【臨検監督において把握した事実】

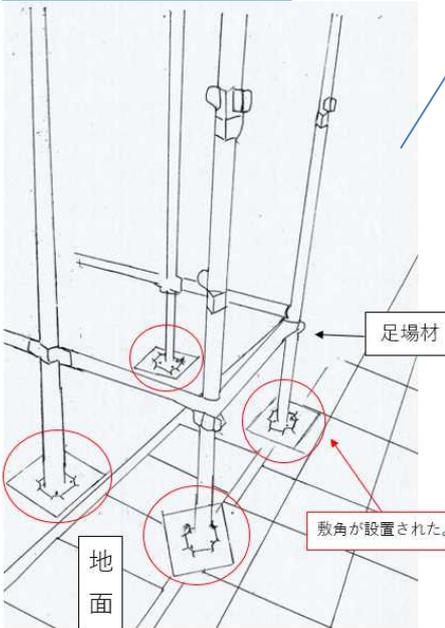


建物の外壁工事現場に臨検監督を実施した。当該現場では足場を使用した作業が行われていたが、足場の根元に敷板、敷角等の滑動防止の措置が講じられておらず、足場の脚部の横滑りの発生や足場の強度に影響を及ぼす危険があった。

【監督署の対応】

元請事業主及び下請事業主に対し、足場の根元に敷板、敷角等の滑動防止措置の設置について是正勧告した。(元請：労働安全衛生法第 29 条第 1 項、下請：労働安全衛生法第 20 条、労働安全衛生規則第 570 条第 1 項)

【監督指導の結果】



足場の根元に敷角が設置されたことにより、滑動防止措置が図られ、強度が改善した。

☆参考までに…

敷板の場合は右のような形になります。敷板は木製、敷角は金属製であることが多いです。

いずれも足場の脚部の沈下や横滑り等を防止する目的で使われますが、敷角は地盤沈下のおそれのない堅固な地面でのみ使うことができます。